

**新宿区福祉経験者採用選考
受験資格となる業務従事歴について**

(1) 受験資格における当該職種に関係のある業務従事歴

当該職種に関係のある業務従事歴とは、次の施設又は事業における保育士（地域限定保育士を含む。）、幼稚園教諭又は保育教諭の業務従事歴を指す。

- ・児童福祉法第6条の3第9項の規定による家庭的保育事業
- ・児童福祉法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業
- ・児童福祉法第6条の3第11項の規定による居宅訪問型保育事業
- ・児童福祉法第6条の3第12項の規定による事業所内保育事業
- ・児童福祉法第7条第1項の規定による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）
- ・児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設（いわゆる認可外保育施設）
- ・学校教育法第1条の規定による幼稚園
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の規定による認定こども園

(2) 受験資格における業務従事歴の期間の計算

- ・満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間について、通算する。
- ・保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、通算する。
- ・1事業所に週20時間以上従事した期間を通算する。
- ・1年以上1事業所に従事した期間について、複数のものを通算することができる。
ただし、従事した期間が重複している場合、重複期間は1事業所のみ通算する。